

健康保険の加入手続きには マイナンバーの記載が必要です

健康保険の加入手続きにおいて、従業員や被扶養者のマイナンバーを記載せず届出した場合は、医療機関の窓口に設置している「オンライン資格確認等システム」にデータが登録されていないため、マイナンバーカードだけではなく、健康保険証で受診した場合であっても健康保険の資格や一部負担金限度額の確認に支障が生じる可能性があります。

オンライン資格確認システムに未登録となる事例

- ・従業員ご自身や被扶養者のマイナンバーを事業所に届け出ないことによるもの
- ・事業所の社会保険担当者が、従業員の加入手続きの際、健康保険証の速やかな交付を優先し、すでに提出のあったマイナンバーを資格取得届等に記載せず、提出を失念したことによるもの
- ・健康保険組合における事務処理上の遅延が生じたことによるもの

なお、従業員や被扶養者のマイナンバーを健康保険組合に届出することにより、様々なメリットを享受できます。

健康保険組合にマイナンバーを登録することによるメリット

- ・「オンライン資格確認等システム」を導入している医療機関・薬局においては、マイナンバーカードを健康保険証として利用※できるようになるため、健康保険証の発行を待たずに受診することができます。
※事前に、「オンライン資格確認等システム」を導入しているか医療機関・薬局に確認の上、受診してください。
- ・また、ご自身の投薬データや特定健診データが医療機関や薬局で連携されるため、データに基づいたより良い診療を受けることが可能となります。(本人同意が必要)
- ・さらに、医療費の支払いが一時的に高額になる場合は、必要な手続きを行うことなく、医療機関の窓口で一部負担金限度額以上の支払いが不要になります。

オンライン資格確認に関する照会について

詳細については、次のホームページ等をご参照ください。

【厚生労働省特設ホームページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08544.html

【マイナンバー総合フリーダイヤル】 0120-95-0178

※平日9:30～17:30 音声ガイダンスに従って、「4→2」の順にお進みください。

【厚生労働省特設ホームページ】

